

(平成17年度版) ※毎年度改正されます。

## 委託契約書 (例)

支出負担行為担当官農林水産技術会議事務局長 ○○ (以下「甲」という。) と△△研究所 所長△△ (以下「乙」という。) は、平成17年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業委託事業 (新規課題) (以下「委託事業」という。) の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託事業)

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

(1) 委託事業名

平成17年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業委託事業 (新規課題)

(2) 委託事業の内容及び経費

別添委託事業計画書 (別紙様式第1号) のとおり

(3) 履行期限

平成18年3月17日

(委託事業の遂行)

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(委託費の限度額)

第3条 甲は、委託事業に要する費用 (以下「委託費」という。) として、金○, ○○○円 (うち消費税及び地方消費税の額○, ○○○円) を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(契約保証金)

第4条 会計法 (昭和22年法律第35号) 第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第100条の3第3号の規定により免除する。

(試験研究調査委託)

第5条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任することを必要とするときは、別紙「委託事業の試験研究調査委託に関する特約条項」に従って行うものとする。

(実績報告)

第6条 乙は、委託事業が終了したとき (委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。) は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書正副2部を甲に提出するものとする。

(検査)

第7条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

第8条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第9条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲の概算払についての財務大臣との協議が調い、乙が委託事業の完了前に必要な経費を受けようとするときには、概算払を請求することができ、甲は、これを適当と認めたときは、これを支払うことができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書正副2部を甲に提出するものとする。

(過払金の返還)

第10条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第8条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止（廃止）申請書正副2部を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

第12条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書正副2部を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託事業計画書の2の収支予算の支出の部の区分の欄に掲げる費目（試験研究調査委託費を除く。）の相互間（直接経費から間接経費への流用を除く。）における30%以内の流用については、この限りではない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(特許権等)

第14条 甲は、この委託事業に係る研究の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）を乙から承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 品種登録を受ける地位又は育成者権
- (5) 著作権

第15条 前条の規定にかかわらず、乙があらかじめ確認書を甲に提出した場合、同条各号に掲げる特許権等（著作権にあってはプログラムの著作物及びデータベースの著作物に限る。以下「特定特許権等」という。）については、甲は、その特定特許権等を乙から承継しないことができるものとする。ただし、乙が、次の各号に掲げる事項について、履行していないと甲が認める場合には、乙は、当該特定特許権等は無償で甲に譲り渡すものとする。

- (1) この委託事業に係る研究成果が得られた場合には、乙は、遅滞なく、甲にその旨を報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、乙は、無償で当該特定特許権等を利用する権利を甲に許諾すること。
- (3) 当該特定特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特定特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、乙は、当該特定特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

2 乙が本条第1項の確認書を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該特定特許権等を無償で甲に譲り渡さなければならない。その際、特許権等を出願している場合は、甲へ名義変更を行い、特許権等を取得している場合は、甲へ特許権等を移転するものとする。なお、名義変更等により発生する費用は乙が負担する。

(特定特許権等の報告)

第16条 乙は、本委託に係る特定特許権等の出願又は申請を行った場合には、特許権等出願通知書により、当該出願等について設定の登録等を受けた場合には、特許権等通知書又は著作物通知書により、それぞれ遅滞なく甲に報告しなければならない。

(特定特許権等の譲渡)

第17条 乙は、本委託に係る特定特許権等を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、前二条、次条及び第19条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(特定特許権等の実施許諾)

第18条 乙は、本委託に係る特定特許権等について、甲以外の第三者に許諾する場合には、事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、第15条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(特定特許権等の放棄)

第19条 乙は、本委託に係る特定特許権等を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、甲又は甲が認める第三者が求める場合には、無償で当該特定特許権をその者に譲り渡すものとする。

(優先的利用の許諾)

第20条 甲が乙から承継した特許権等を、乙が優先的に利用しようとするとき又は乙の指定する第三者に優先的に利用させようとするときは、乙は、甲乙協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、甲の許諾を受けなければならない。

2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、許諾期間の延長が必要であると認めたときは、甲は、当該許可に要した期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間（育成者権にあつては、特に必要と認められる場合には5年間）を限度として延長することができる。

3 甲は、次の場合には当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。

(1) 乙が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。

(2) 利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。

(3) 農林畜水産業の改良発達、農山漁家の福祉の増進及び国民食糧の安定的供給の観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(物品管理)

第21条 乙は、委託費により購入した物品を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 委託事業終了後、前項に規定する物品のうち返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。

(委託事業の調査)

第22条 甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(帳簿等)

第23条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、事業終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(疑義の解決)

第24条 前各条のほか、この契約に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成17年〇月〇日

委託者（甲） 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

支出負担行為担当官  
農林水産技術会議事務局長 ○○ 印

受託者（乙） 〇県〇市〇

△△研究所 所長 △△ 印

委託事業の試験研究調査委託に関する特約条項

(目的)

第1条 本特約条項は、乙が委託事業をより効果的に遂行するため、当該研究を実施するに当たって共同機関に対し、委託事業の一部を試験研究調査委託する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(試験研究調査委託の範囲)

第2条 試験研究調査委託は委託契約書（以下「契約書」という。）第1条第2号に定める委託事業の内容の範囲を超えてはならない。

(報告書)

第3条 乙は、契約書第6条に定める委託事業実績報告書を事業の履行期限までに試験研究調査委託先より提出させなければならない。

(試験研究調査委託事業計画の変更)

第4条 乙は、委託事業計画書の5 試験研究調査委託事業計画を変更しようとするときは、契約書第12条に定める委託事業計画変更承認申請書によりあらかじめ甲の承認を得なければならない。

(特許権等)

第5条 契約書第14条から第20条までの規定は、試験研究調査委託の結果生じた特許権等について準用する。ただし、特許権等の持分については、乙が試験研究調査委託先との協議の上、別途定めることができる。

(物品管理)

第6条 契約書第21条の規定は、試験研究調査委託により取得される物品について準用する。